

議案第230号

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例案

第1条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成4年大阪市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「100分の160」を「100分の180」に、「100分の175」を「100分の195」に、「100分の200」を「100分の220」に改め、同項第2号中「100分の75」を「100分の85」に、「100分の95」を「100分の105」に改め、同条第5項第1号中「100分の80」を「100分の90」に、「100分の100」を「100分の110」に、「100分の87.5」を「100分の97.5」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に、「100分の47.5」を「100分の52.5」に改める。

第2条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「100分の180」を「100分の170」に、「100分の195」を「100分の185」に、「100分の220」を「100分の210」に改め、同項第2号中「100分の85」を「100分の80」に、「100分の105」を「100分の100」に改め、同条第5項第1号中「100分の90」を「100分の85」に、「100分の110」を「100分の105」に、「100分の97.5」を「100分の92.5」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に、「100分の52.5」を「100分の50」に改める。

附 則

この条例は、平成28年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

平成28年11月29日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

一般職員の勤勉手当の支給割合を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例 (抄)

(第1条による改正関係)

(一般職員の勤勉手当)

第3条 省 略

2 省 略

3 前項の職員の勤務成績による割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を超えない範囲内において任命権者が市規則で定めるところにより定めるものとする。

(1) 再任用職員以外の職員 $\frac{100分の160}{100分の180}$ (指定職給料表の適用を受ける職員にあつては、 $\frac{100}{100}$

$\frac{分の175}{分の195}$ 、特定管理職員にあつては、 $\frac{100分の200}{100分の220}$)

(2) 再任用職員 $\frac{100分の75}{100分の85}$ (特定管理職員にあつては、 $\frac{100分の95}{100分の105}$)

4 省 略

5 第1項に定める職員に対して支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額の総額の合計額を超えてはならない。

(1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に $\frac{100分}{100分}$

$\frac{の80}{の90}$ (特定管理職員にあつては、 $\frac{100分の100}{100分の110}$) を乗じて得た額 (指定職給料表の適用を受け

る職員にあつては、当該職員の勤勉手当基礎額に $\frac{100分の87.5}{100分の97.5}$ を乗じて得た額)

(2) 再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に $\frac{100分の37.5}{100分の42.5}$ (特定管理職員にあつては、 $\frac{100分}{100分}$

$\frac{の47.5}{の52.5}$) を乗じて得た額

6 省 略

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（抄）

（第2条による改正関係）

（一般職員の勤勉手当）

第3条 省 略

2 省 略

3 前項の職員の勤務成績による割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を超えない範囲内において任命権者が市規則で定めるところにより定めるものとする。

(1) 再任用職員以外の職員 $\frac{100分の180}{100分の170}$ （指定職給料表の適用を受ける職員にあつては、 $\frac{100}{100}$

$\frac{分の195}{分の185}$ 、特定管理職員にあつては、 $\frac{100分の220}{100分の210}$ ）

(2) 再任用職員 $\frac{100分の85}{100分の80}$ （特定管理職員にあつては、 $\frac{100分の105}{100分の100}$ ）

4 省 略

5 第1項に定める職員に対して支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額の総額の合計額を超えてはならない。

(1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に $\frac{100分}{100分}$

$\frac{の90}{の85}$ （特定管理職員にあつては、 $\frac{100分の110}{100分の105}$ ）を乗じて得た額（指定職給料表の適用を受け

る職員にあつては、当該職員の勤勉手当基礎額に $\frac{100分の97.5}{100分の92.5}$ を乗じて得た額）

(2) 再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に $\frac{100分の42.5}{100分の40}$ （特定管理職員にあつては、 $\frac{100分}{100分}$

$\frac{の52.5}{の50}$ ）を乗じて得た額

6 省 略